

## 平成 29 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成 29 年 5 月 17 日(水)

三田共用会議所 大会議室

○日本司法支援センター本部第二事業部犯罪被害者支援課 坂本課長

皆様、こんにちは。日本司法支援センター、通称法テラスの本部犯罪被害者支援課長・坂本と申します。法テラスは全国の都道府県庁所在地あるいは政令指定都市に事務所を設けておりますので、日頃からいろいろと連携していただいているかと思えます。改めて御礼申し上げます。

本日は、法テラスの根拠法であります総合法律支援法が昨年 5 月に一部改正されまして、それに伴い新たな事業が始まることとなりましたので、御説明をさせていただきます。資料としましては資料 3、資料 4 のイメージ図等と、資料 5 のリーフレットを配らせていただいております。基本的には資料 3 に基づいて御説明をさせていただき、資料 4 と資料 5 は適宜御覧いただければと思います。

それでは資料 3 「DV 等被害者法律相談援助事業のイメージ」を御覧いただければと思います。

皆様既に御承知かと思えますが、法テラスにおいては従来からの支援としまして、真ん中辺りの赤い枠で囲ってございますとおり、相談窓口や法制度に関する情報の提供であったり、犯罪被害者等支援の経験や理解がある弁護士の御紹介であったり、あるいは経済的にお困りの方を対象としました民事法律扶助業務で無料の法律相談や弁護士費用等の立替えといったことを行っております。こういった形で DV 等の被害者の方々につきましても、御支援させていただいているというところでございます。

現在の事業内容をもう少し確認されたい方は資料 5 のリーフレットを御覧いただければと思います。

一方で DV、ストーカー、児童虐待、こういった事案につきましては、生命・身体への被害といった深刻な再被害に急速に発展する危険性がございまして、再被害防止の必要性あるいは緊急性が高いことから、被害が深刻化、顕在化する前の初期段階からの対処が特に重要とされております。この辺りは警察などを中心に対応されていると思えますが、弁護士等による法的な支援も必要だと言われていたところがございます。

しかしながら、現在の法テラスの事業であります民事法律扶助業務では弁護士による無料法律相談や弁護士費用等の立替えもできますが、まず事前に資力の審査があるということ、また、民事と付いているとおりに刑事手続が対象外となっているということで、被害者の方への迅速な法的支援という意味では、制度上の妨げがあることが現状でございます。

そこで今回の法改正によって、DV、ストーカー、児童虐待、この 3 つの種類の被害を現に受けている疑いがあると認められる方に対しまして、法テラスにおいて、民事だけでなく刑事に関する内容も含めて、再被害の防止に関して必要な法律相談を迅速に実施でき

るよう、「資力を問わない」新しい法律相談援助制度を始めることとなりました。

なお、「資力を問わない」ということは、事前の資力審査が不要という意味でありまして、資力がある場合は相談料をお支払いいただくという事業となっております。どれくらい資力がある方に相談料を負担いただくかにつきましては現在検討中でありまして、決まりましたら周知させていただきます。

では、事業の流れを、資料3の事業のイメージを基に御説明したいと思います。

左側オレンジになっているところに、夫の暴力から逃げたいというDVの被害者、つきまといを受けて困っているストーカーの被害者、親の虐待から逃げ出したいという児童虐待の被害者がおり、この3類型が今回の事業の対象となります。これらの方々につきましては、現在でも青い部分の警察、自治体、裁判所、民間支援団体等々の関係機関で既に様々な支援を受けていらっしゃると思います。法テラスでも、先ほど申し上げたとおり、従来からの支援ということで赤い枠で囲っている部分で対応してまいりましたが、ここに、今回の新しい支援としての法律相談援助が追加されるというイメージです。

新しい支援として少し大きく資料3の中で書かせていただきましたが、DV、ストーカー、児童虐待の被害の防止に関して必要な法律相談ということで、事業内容は、再被害の防止に関して必要な法律相談であり、刑事、民事を問わず相談できること、資力の審査は事前にはございませんが、一定以上の資力のある方には相談料を御負担いただくということ、また、電話相談ではなく面談による法律相談ということになっております。この事業が新たに加わるということとなります。

想定している事業の流れとしましては、被害者の方から、法テラスの地方事務所あるいはコールセンターにお問合せをいただきますと、いろいろな支援制度の御説明とともに、弁護士に相談できる制度もありますと、この制度の御案内をいたします。御本人様が弁護士に相談したい、この事業を利用したいと希望された場合には法テラスで担当の弁護士を選任します。その弁護士の連絡先を被害者の方にお伝えして、被害者の方と弁護士の間で連絡を取り、相談の日時や場所等を調整し、相談をしていただくという流れのイメージです。

あらかじめ日時や場所を確保しておいて、そこに相談者の方が予約するというよりは、少しでも早く相談したほうが良いということで、被害者の方と弁護士とで直接調整をしていただくことを現在はイメージしております。ただ、面談による相談ですので、相談場所としては法テラスの事務所、あるいは担当弁護士の事務所のどちらかが原則になると考えているところです。これらについては決まりましたら、改めて周知をさせていただきます。

この事業は相談だけとなっておりますが、弁護士に早期につながることによって、その先の支援を受けることもできると考えております。資料3の右の方に、ピンクの矢印の先に緑色で囲っている部分がございます。相談の後、引き続き弁護士による支援を希望される場合には、その弁護士に委任することもでき、かつ、弁護士に払う費用、報酬、こういったものが御心配な場合には、現在行っております民事法律扶助業務や、日本弁護士連合

会から委託を受けて法テラスが実施している委託援助業務というものもございます。資力の制限等一定の条件がございますが、その条件に合致する場合にはこういった制度を利用すれば弁護士の費用についても援助することができます。

弁護士に相手方への交渉を依頼したり、法的な手続、例えばDVの場合はここに記載したようなことをお願いしたり、被害届提出のために警察まで同行する、あるいは、シェルターの関係等々で行政機関と交渉する、こういったことを被害者の方が弁護士に依頼したい場合にはお願いすることもできる、というメリットもございます。

このような新しい制度ができますので、関係機関の皆様にはこの制度を利用した方がいいと思われるような被害者の方がおられましたら、是非法テラスを御紹介いただきたいと考えております。また、法テラスとしましても、弁護士の相談を御案内した方でもやはり関係機関の方々の御支援が必要だということで、法テラスや弁護士から関係機関を紹介する場合や、お問合せする場合もあると思いますので、その際には是非御協力をお願いしたいと思います。皆様にとっても、相談の受け皿が1つ追加されるということで進めていきたいと考えているところです。

最後にこの事業がいつから始まるのかといった今後の予定について、簡単に御説明をさせていただきますと思います。

資料4の右上のところに、平成28年5月27日にこの改正法が成立し、6月3日に公布され、公布から2年以内に施行、とあります。一部については昨年7月に施行されているのですが、このDV、ストーカー、児童虐待を支援する制度を含めた部分につきましては、早期の施行を目指して現在準備を進めているところです。正式には政令によって定められますので、まだ決まってはいないのですが、決まりましたらまた周知をさせていただきたいと考えております。

このような事業が始まりますので、その際には是非積極的な御活用をお願いしたいと思いい、施行前ではありますが、本日御説明をさせていただきました。どうもありがとうございました。